

令和3年9月9日

保護者の皆様

岡崎市立梅園小学校
校長 近藤 文彦

新型コロナウイルス感染に伴う臨時休業の判断について（お知らせ）

新秋の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より、本校の教育活動に対しまして、御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本市において、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が急速に増加しており、子供たちへの感染も同様に増加しています。そのため、分散登校やオンライン授業の実施など、学校教育に影響が出ています。

このような状況を鑑み、岡崎市教育委員会から下記のとおり「臨時休業の判断」について通知がありましたのでお知らせします。御理解と御協力をお願いします。

記

【臨時休業の判断について】

段階	休業等の実施	臨時休業の目的・期間等
I	学校全体 または 無し	濃厚接触者の特定及びその検査結果が判明し、感染状況の全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の消毒等に要する期間に臨時休業を行う場合がある。 (期間…おおむね数日～1週間程度)
段階	休業等の規模	学級あるいは学年・学校単位の臨時休業の条件等
II	学 級	以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合 ①同一の学級において複数の児童の感染が判明した場合 ②感染が確認された者が1名であっても、その周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合 ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合 ④その他、教育委員会が必要と判断した場合
	学 年	①複数の学級を閉鎖する必要性が生じるなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合 ②その他、教育委員会が必要と判断した場合
	学 校	①複数の学年を閉鎖する必要性が生じるなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合 ②その他、教育委員会が必要と判断した場合

- 学校は、感染の拡大の状況、児童への影響等を踏まえ、学校医と相談の上、教育委員会や保健所の助言を得て判断する。
- 臨時休業の期間としては、5～7日程度を目安とする。
- 上記の条件について、学校に2週間以上来ていない者の発症を除く。

(連絡先 梅園小学校 教頭 ☎22-3566)